

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	平成28年7月28日		
【発行者名】	ジャパン・ホテル・リート投資法人		
【代表者の役職氏名】	執行役員 増田 要		
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート		
【事務連絡者氏名】	ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役管理本部長 板橋 昇		
【電話番号】	03-6422-0530		
【届出の対象とした募集 内国投資証券に係る投 資法人の名称】	ジャパン・ホテル・リート投資法人		
【届出の対象とした募集 内国投資証券の形態及 び金額】	形態：投資証券	発行価額の総額：その他の者に対する割当	926,943,440円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。		
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)		

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年7月7日提出の有価証券届出書（平成28年7月20日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、平成28年7月28日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、また、記載事項の一部を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

##### （15）手取金の使途

#### 第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

##### 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて

### 第二部 参照情報

#### 第1 参照書類

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

#### （15）【手取金の使途】

（訂正前）

（前 略）

なお、本第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金12,969,312,560円及び海外募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義されます。）における手取金上限20,844,384,000円については、本投資法人が平成28年4月1日付で取得した特定資産である「ホテルセントラーザ博多」（注1）の取得資金（取得に係る諸費用を含みます。）の一部として充当したことによる手元資金の減少分の一部を補うものとして手元資金に充当する他、本投資法人による新たな特定資産である「ホテルビスタグランデ大阪」、「ヒルトン名古屋」及び「ホテルアセント福岡」（注1）の取得資金の一部に充当します。残余が生じた場合には、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部、借入金の返済資金の一部又は既存物件の競争力維持・向上のための修繕及び資本的支出に充当します。

（後 略）

（訂正後）

（前 略）

なお、本第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金12,969,312,560円及び海外募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義されます。）における手取金20,844,384,000円については、本投資法人が平成28年4月1日付で取得した特定資産である「ホテルセントラーザ博多」（注1）の取得資金（取得に係る諸費用を含みます。）の一部として充当したことによる手元資金の減少分の一部を補うものとして手元資金に充当する他、本投資法人による新たな特定資産である「ホテルビスタグランデ大阪」、「ヒルトン名古屋」及び「ホテルアセント福岡」（注1）の取得資金の一部に充当します。残余が生じた場合には、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部、借入金の返済資金の一部又は既存物件の競争力維持・向上のための修繕及び資本的支出に充当します。

（後 略）

## 第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて (訂正前)

(前略)

国内一般募集及び海外募集（以下、併せて「本募集」といいます。）の総発行数は428,260口であり、国内一般募集における発行数は164,260口、海外募集における発行数は264,000口（英国S M B C日興キャピタル・マーケット会社（SMBC Nikko Capital Markets Limited）、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）、大和証券キャピタル・マーケットヨーロッパリミテッド（Daiwa Capital Markets Europe Limited）及びミズホ・インターナショナル・ピーエルシー（Mizuho International plc）を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社（以下「海外引受会社」と総称します。）による買取引受けの対象口数235,740口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数28,260口）です。また、国内一般募集における発行価額の総額は12,969,312,560円であり、海外募集における発行価額の総額は20,844,384,000円（注）です。

(中略)

（注）海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利のすべてが行使された場合の上限金額です。

### (訂正後)

(前略)

国内一般募集及び海外募集（以下、併せて「本募集」といいます。）の総発行数は428,260口であり、国内一般募集における発行数は164,260口、海外募集における発行数は264,000口（英国S M B C日興キャピタル・マーケット会社（SMBC Nikko Capital Markets Limited）、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）、大和証券キャピタル・マーケットヨーロッパリミテッド（Daiwa Capital Markets Europe Limited）及びミズホ・インターナショナル・ピーエルシー（Mizuho International plc）を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社（以下「海外引受会社」と総称します。）による買取引受けの対象口数235,740口及び海外引受会社に付与した追加的に発行する本投資口を買い取る権利（対象口数28,260口）の行使により発行される28,260口）です。また、国内一般募集における発行価額の総額は12,969,312,560円であり、海外募集における発行価額の総額は20,844,384,000円です。

(中略)

（注）の全文削除

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）第27条において準用する金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

（訂正前）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第16期 自平成27年1月1日 至平成27年12月31日  
平成28年3月23日、関東財務局長に提出。

#### 2【半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成28年7月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。以下「特定有価証券開示府令」といいます。）第29条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、平成28年7月7日、臨時報告書を関東財務局長に提出。

（注）なお、発行価格等決定日に本3記載の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成28年7月7日、関東財務局長に提出。

（訂正後）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第16期 自平成27年1月1日 至平成27年12月31日  
平成28年3月23日、関東財務局長に提出。

#### 2【半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成28年7月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。以下「特定有価証券開示府令」といいます。）第29条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、平成28年7月7日、臨時報告書を関東財務局長に提出。

（注）の全文削除

**4【訂正報告書】**

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成28年7月7日、関東財務局長に提出。

**5【訂正報告書】**

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を平成28年7月20日、関東財務局長に提出。

**6【訂正報告書】**

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を平成28年7月28日、関東財務局長に提出。